

附属機関等の設置及び運営指針

(趣旨)

第1 この指針は、県民の県政への参画の機会を拡充し、行政運営における公正性の確保及び専門的知識の導入を図るとともに、簡素で効率的な行政を推進するため、附属機関等の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この指針において「附属機関等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 附属機関

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、調停、審査、諮問又は調査のため、法律又は条例に基づき設置される機関

(2) 懇談会等

法律又は条例によらず、規則、要綱、要領等に基づき設置される協議会、懇談会、県民会議等で、県政に県民等の意見を反映させるために外部有識者等を構成員として意見聴取、意見交換、懇談等を行うもの

(附属機関の新設)

第3 附属機関は、法律により設置が義務付けられているものを除き、次に掲げる事項のいずれにも該当する場合に限り設置するものとする。

(1) 県民、関係団体、専門的知識を有する者等（以下、「県民等」という。）からの意見等を必要とし、県民等から個別に意見聴取する方法等ではなく、合議制機関である附属機関としての意見等を得る必要がある場合

(2) 既存の附属機関の活用では代替できない場合

(附属機関の統廃合)

第4 法律により設置が義務付けられているものを除き、既に設置されている附属機関で、次に掲げる事項のいずれかに該当するものは、原則として廃止又は統合するものとする。

(1) 設置目的が達成されたもの又は社会情勢の変化により設置の必要性が低下したもの

(2) 県民等から個別に意見聴取する方法等により代替可能なもの

(3) 委員構成及び審議事項等が他の附属機関と類似又は重複しているもの

(附属機関の委員)

第5 附属機関の委員の選任等に当たっては、法令に特別の定めがある場合を除くほか次に掲げる事項について留意するものとする。

(1) 多様な視点と知見を得ることのできる委員構成とするため、適材適所の任命に努めるとともに、特に次に掲げる事項について留意するものとする。

ア 女性委員の構成割合が40%以上60%以下となるよう、積極的に女性の登用を進めること。

イ 30歳代までの者、外国人又は障害者若しくはその家族等の登用に努めること。

ウ 次に掲げる附属機関は、それぞれ次に定める者の登用を積極的に進めること。

- (a) 子ども・若者に密接に関わる内容を審議等する附属機関 30歳代までの者
 - (b) 外国人に密接に関わる内容を審議等する附属機関 外国人
 - (c) 障害者に密接に関わる内容を審議等する附属機関 障害者又はその家族等
- (2) 会議開催等の効率化のため、委員の数はおおむね15人以内とすること。ただし、広範又は専門的な審議等を行うため、複数の部会の設置が必要であるなどの特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。
- (3) 開かれた県政の推進を図るため、公募による選任について積極的に検討すること。
- (4) 附属機関の役割を踏まえ、県職員は選任しないこと。ただし、特定の専門的な知識又は経験等を必要とし、他に代わる者を任命できないなど特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。
- (5) 委員の長期在任又は重複就任等につながるため、充て職による選任は避けること。また、関係団体等の推薦による選任においても、当該団体等の長に限ることなく適任者が選任されるよう協力を求めること。
- (6) 会議日程の調整又は会議出席に支障を生じるおそれがあるため、同一人を複数の附属機関の委員に任命しようとするときは、5機関までとすること。ただし、特定の専門的な知識又は経験等を必要とし、他に代わる者を任命できないなどの特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

(附属機関の運営)

第6 会議の効果的かつ効率的な運営を確保するため、次に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) 会議の資料は簡素化を旨とするとともに、会議の開催前に配布し、委員が事前に十分検討できる期間を設けるよう努めること。
- (2) 会議において活発な議論がなされるよう、委員への積極的な情報提供に努めること。
- (3) 会議の運営方法等を工夫するなど、会議の効率化を図ること。
- (4) 必要に応じて、部会等を設置し会議の活性化を図ること。

(会議の公開)

第7 附属機関の会議の公開については、別に定める「審議会等の会議の公開に関する指針」（平成12年12月7日決定 県民活動支援・広聴課所管）に従い、適切に実施するものとする。

(見直し)

第8 附属機関を所管する部局等は、第4から第7までの規定に基づき、附属機関の設置の必要性及び運営方法等について、毎年度見直しを行うものとする。

(総務部総務課への協議)

第9 附属機関の新設及び改廃を行おうとするときは、事前に総務部総務課に協議するものとする。

(懇談会等の取扱い)

第10 懇談会等については、次に掲げる事項に留意した上で、附属機関に準じ、適正

な設置及び運営に努めるものとする。

- (1) 名称、設置目的及び活動内容等に「調停」、「審査」、「諮問」、「審議」、「調査」等、附属機関と誤って受け取られるような表現を用いないこと。
- (2) 聴取した意見には「報告書」、「答申書」、「建議書」、「意見書」等、合議体としての結論と受け取られるような呼称を付さないこと。
- (3) 議事手続（議決方法及び定足数）は定めないこと。
- (4) 構成員に対して出席の対価の費用を支払う場合は、報償費及び費用弁償としての旅費とすること。

附 則

この指針は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和3年5月19日から施行する。

附 則

- 1 この指針は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 改正後の指針の規定は、この指針の施行の際、現に設置されている改正前の第2に規定する附属機関及び改正前の第10に規定する附属機関に類するものについては、令和4年3月31日までの間、適用しない。

附 則

この指針は、令和8年4月1日から施行する。